

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 総 発 第 2 6 号

令 和 6 年 4 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

有 効	令和12年3月31日まで
-----	--------------

公安委員会補佐官室

佐 賀 県 警 察 本 部 長

警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について（通達）

公安委員会に対する苦情申出制度については、警察法第79条を根拠としており、同制度は、第150回国会において成立した警察法の一部を改正する法律（平成12年法律第139号）により公安委員会に対する文書による苦情申出制度に関する規定が整備され、同規定に基づき、苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）が平成13年4月13日に制定され、運用されているところである。

今回、警察庁において、同規定に係る解釈・運用基準及び警察法に規定する苦情以外の苦情の処理の指針（以下「指針等」という。）の内容の一部が見直されたことから、本県警察においても、警察職員の職務執行についての苦情の取扱いについて、引き続き警察庁の指針等を踏まえて処理を行うとともに、職員に対する指針等の周知徹底を図り、業務の遂行に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について」（令和3年7月2日付け佐本総第36号）は廃止する。